

全 建 労 発 第 55 号

平成 31 年 2 月 21 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

〔公 印 省 略〕

外国人材受入れ制度の見直しについて（通知）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月より外国人を受入れる新たな制度が施行され、建設業においても新たな在留資格（特定技能）での外国人技能者の受入れを開始することになりました。

現在、建設分野において技能実習制度及び外国人建設就労者受入事業により約 5 万人の外国人技能者の受入れがされている中、外国人技能者の失踪や建設現場での外国人の不法就労が多発している等の課題が指摘されているところです。

こうしたことから、国土交通省においては、建設業における外国人の受入れに係る実態を踏まえた新たな在留資格（特定技能）において、外国人に対する適正な処遇の確保や監理の仕組みを建設分野独自の措置として設けるとともに、従来の基準に加え、外国人技能者の適切な処遇が図られるよう所要の基準を追加することを検討している旨、国土交通省土地・建設産業局市場整備課長より、通知がありました。

なお、特定技能に係る基準の制定についてのパブリックコメントは、平成 31 年 1 月 28 日付けで開始されており、また、技能実習制度及び外国人建設就労者受入事業に係る基準の改正についてのパブリックコメントは、今月下旬より開始する予定であるとの情報提供がありました。

つきましては、外国人材受入れ制度の見直しについて、貴会会員企業の皆様に周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、全建としての本件に関する意見につきましては、別途とりまとめ中です。

以上

担当者：労働部 長尾

国土建労第1625号
平成31年2月15日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

外国人材受入れ制度の見直しについて (通知)

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長 小笠原 憲一



平素より、国土交通行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年の臨時国会において、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号。以下、改正法という。）が成立し、本年4月より外国人材を受け入れる新たな制度が施行されることとなりました。建設業においても、昨年12月25日に決定された「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等に基づき、新たな在留資格（特定技能）での外国人技能者の受入れを開始することとなります。

建設分野においては、現在、技能実習制度及び外国人建設就労者受入事業で約5万人の外国人技能者を受入れ、日本の建設現場で活躍頂いているところですが、一方で、建設企業が受入れた外国人技能者についての失踪や、建設現場での外国人の不法就労が多く発生していること等の課題が指摘されています。

こうした課題については、新たな在留資格（特定技能）の創設が国会で議論された際にも度々指摘されており、改正法には、技能実習生について保護を適切に行い、失踪者の減少に努める等の必要な措置をとること等を求める附帯決議が盛り込まれました。

国土交通省としては、建設業における外国人の受入れに係る実態を踏まえ、新たな在留資格（特定技能）において、外国人に対する適正な処遇の確保や監理の仕組みを建設分野独自の措置として設けるとともに、改正法の附帯決議に基づき、建設分野における技能実習生及び外国人建設就労者の受入れについても、従来の基準に加え、外国人技能者の適正な処遇が図られるよう所要の基準を追加することを検討しております。（別添参照）

なお、特定技能に係る基準の制定については平成31年1月28日付けでパブリックコメントを開始しており、技能実習制度及び外国人建設就労者受入事業に係る基準の改正については、今月下旬よりパブリックコメントを開始する予定としておりますので、情報提供をさせていただきます。

※技能実習生及び外国人建設就労者の受入れに係る追加的な基準は、本年7月1日以降の技能実習計画の認定申請又は適正監理計画の新規・変更申請より適用予定。

【参考】

○衆議院法務委員会

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

八 技能実習制度について、平成二十九年十一月に施行された新法に基づき、技能実習生の保護を適切に行い、失踪者の減少に努め、実習実施機関や監理団体に不適正な行為があるときは厳正に対処するほか、法務省において、新法の運用状況を速やかに検証し、その結果に応じて必要な措置をとること。

九 不法滞在者や失踪技能実習生を含む在留資格に応じた活動を行わない外国人を不法に雇い入れる雇用主の責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

○参議院法務委員会

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

三 技能実習に関する制度及び外国人留学生が出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可を受けて行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずること。

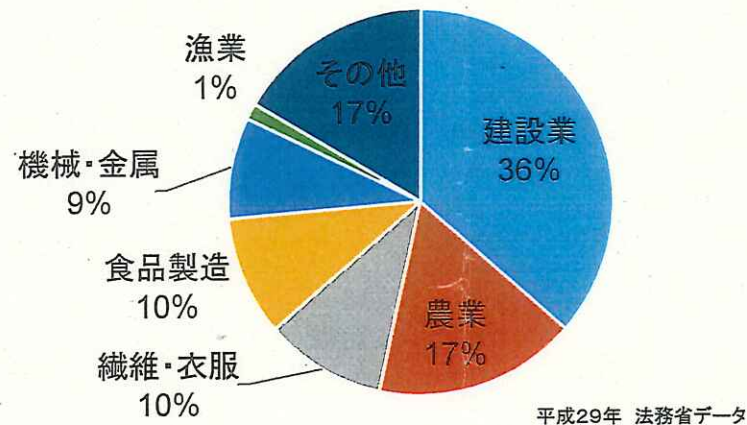
八 不法滞在者等を不法に雇い入れる雇用主や不法就労をあつせんする悪徳ブローカーの責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

建設分野における上乘せ基準(案)

	特定技能 (新設する基準)	技能実習 (追加する基準)	外国人建設就労者受入事業 (追加する基準)
受入企業に関する基準	・1号特定技能外国人に対する処遇、安全衛生教育及び技能の習得に関する計画について国土交通大臣の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること ・建設業者団体が共同して設立した、外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体（国土交通大臣の登録が必要）に所属していること等	・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること	・建設キャリアアップシステムに登録していること
処遇に関する基準	・1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬として、雇用契約等に明記された金額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うこと ・1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等	・技能実習生に対し、雇用契約等に明記された金額を安定的に支払うこと ・技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること	・外国人建設就労者に対し、雇用契約等に明記された金額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うこと ・外国人建設就労者に対し、雇用契約を締結するまでの間に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること
その他	・1号特定技能外国人（と外国人建設就労者との合計）の数が、常勤職員の数を超えないこと	・技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと	・（1号特定技能外国人と）外国人建設就労者（との合計）の数が、常勤職員の数を超えないこと

適正かつ安定的な賃金支払いの必要性

○外国人技能実習生による失踪は
建設業が最も多く全体の36%



業種	失踪者数／在留者数	失踪割合
建設業	2,582／36,589	7.06%
農業	1,207	—
繊維・衣服	718	—
食品製造	711	—
機械・金属	609	—
漁業	95	—
その他	1,167	—
合計	7,089／257,788	2.75%

平成29年 法務省・厚労省データ

○失踪の動機は賃金が約7割

	失踪の動機	(割合)
低賃金	1,929	(67.2%)
実習終了後も稼働したい	510	(17.8%)
指導が厳しい	362	(12.6%)
労働時間が長い	203	(7.1%)
暴力を受けた	142	(4.9%)
帰国を強制	71	(2.5%)
保証金、渡航費用の回収	20	(0.7%)
不明である旨記載	4	(0.1%)
その他	439	(15.3%)
無回答	5	(0.2%)
総調査人数	2870	

注 低賃金の人数は、「低賃金」、「低賃金(契約賃金以下)」、「低賃金(最低賃金以下)」(22人)のいずれかにチェックをした者の合計数(複数項目にチェックしている者については1人として計上)

平成29年 法務省データ